

### 第389回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年2月4日(金) 10時30分から10時55分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階A会議室  
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和4年1月27日(木)  
【発送年月日:令和4年1月27日(木)】
4. 公示日 : 令和4年1月27日(木)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、  
老岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に  
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、  
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 富永事務局長、大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議 題 :  
第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

### 第389回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和4年2月4日（金）10時30分から10時55分  
場所：五島振興局4階A会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第389回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨拶) 今回委員会では、太田委員、吉村委員、高山委員、有川町漁業協同組合委員、松尾委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認しております。
事務局	ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「田端委員」と「高山委員」にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「田端委員」と「高山委員」にお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） となっております。

- 熊川会長      それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） を上程します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局      お手元の資料の2ページをご覧ください。県知事から諮問文となりますが、こちらは本庁専決許可となります。次に4ページをお開きください、こちらは五島振興局専決許可に関する諮問文となります。
- 事務局      今回は、本庁専決許可に関する諮問と、五島振興局専決許可に関する諮問がございますが、先に本庁専決許可分のご説明をさせていただき、続いて振興局専決分のご説明をさせていただきます。  
それでは、2ページの左側をご覧ください。本庁専決許可分の諮問文を朗読させていただきます。  
（諮問文朗読）  
（資料説明）
- 事務局      次に、4ページをお開きください。五島振興局専決許可分の諮問文を朗読させていただきます。  
（諮問文朗読）  
（資料説明）  
以上で説明を終わります。
- 事務局      本庁専決許可分及び、五島振興局専決許可分の各諮問について、ご審議のほどよろしく願います。
- 熊川会長      第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
- 草野委員      ブリの漁獲量の数量管理が始まろうとしている中で、もじゃこ漁業の漁業時期を延ばすのは漁獲管理と矛盾する点もある。現実問題として昨年の不漁もあり、このような対応がとられることは理解する。定置漁業の関係者として、これから先、漁獲数量に制限がかかるとすれば、もじゃこの数量管理もありうる話であり、その辺が矛盾しているのが気になる。県としても国とのやり取りで、しっかりと漁獲枠を確保できるようにしてもらわないといけない。今、国の方針として養殖ブリの外国出荷ということで生産力をアップしようとしているが、その点も数量管理と矛盾している点があるのでしっかりと国とも交渉していただいて、ぶりの漁獲量に制限がかからない

ような取り組みをしていただきたいという要望をしておきたい。

事務局次長 ただいまの草野委員のご発言、その旨担当班に伝えておきます。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、  
第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 これで、本委員会ですべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の開催は、3月上旬を予定しております。

議案は、長崎県資源管理方針の変更について（諮問）、長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）、長崎県資源管理指針の変更について、区画漁業の免許について（諮問）、新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を予定しています。

熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 (質問、意見等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。  
お忙しい中のご出席、ありがとうございました。